

遠野市  
森林經營管理制度  
実施方針

令和5年8月  
遠野市産業部農林課

# 遠野市森林経営管理制度実施方針

## 1 趣旨

遠野市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、遠野市に存する民有林について、森林管理が円滑に行われるよう遠野市が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### (1) 現況と課題

森林面積は 67,437ha で、当市の総面積（82,597ha）の約 81.6%を占めている。また、民有林面積は 38,717ha（57.4%）でその内訳は、人工林面積が 19,887ha（約 51.4%）、天然林面積が 16,969ha（約 43.8%）、その他 1,861ha（約 4.8%）である。

民有林面積のうち、私有林面積は 32,683ha（約 84.4%）で、その多くが森林所有者の経営意欲低下や境界が不明瞭などで適切な整備がされていない。

間伐等の森林の適切な整備は、水源の涵養、木材の生産、山地災害の防止等の公益機能の発揮のために必要不可欠である。

### (2) 基本的な考え方

森林経営管理制度の趣旨を踏まえ、調査対象森林の抽出・把握・調査を実施する。その後、森林所有者に対し手入れの遅れている森林の経営に対する意向調査を実施し、森林組合が市内全 11 地区の各地区で区域計画を策定している森林経営計画への参加を促した上で、計画的に森林整備を進めていく。それ以外の森林については独自事業を含め、森林整備の促進を図る。

## 3 森林所有者意向調査について

### (1) 対象森林の考え方

- ・調査対象森林は私有林（市有林・財産区有林・県有林は含まない）  
⇒一部の共有林についても含まない。
- ・30ha 程度の 1 団地に集約化が可能な森林
- ・1 団地につき、概ね収量比数 0.8 以上の手入れの行き届いていない森林の面積が 50%以上含まれる森林

### (2) 対象森林の絞り込み方法

- ・森林資源量調査を航空レーザ計測により実施し、その成果品を基に対象森林を抽出する。
- ・上記の抽出結果によらず、別途追加が必要と認められる森林については、森林の状況や施業の効果を勘案し、追加することができるものとする。

### (3) 意向調査の方法、実施スケジュール

- ・意向調査は、2の(2)の区域計画を単位として、その区域ごとに行うものとする。
- ・意向調査は、令和3年度から先行実施した宮守地区を先例に順次実施し、概ね令和10年程度を目安に全区域実施する。
- ・意向調査の順序は、当市の南側地区から順に面積等を考慮して、別途計画する。
- ・調査方法は、郵送を基本とする。しかし、場合によっては個別対応（訪問、地区説明等）も検討する。
- ・回答書の回収方法は、郵送を基本とする。しかし、場合によっては直接回収等も検討する。

## 4 意向確認後の森林経営管理の方針

意向調査完了後、委託による森林整備を希望する所有者の森林について、森林資源量調査等により森林経営に適すると判断される森林は、森林組合が作成している森林経営計画の区域計画に組み入れ、その計画に沿った森林整備を斡旋していく。

先述に該当しない森林については、森林所有者と意欲と能力のある林業経営体とが協力し、適切な補助事業等を活用し森林整備を実施していく。

## 5 森林経営管理制度の実施コストについて

森林経営管理制度を実施する上で必要な経費（森林資源航空計測、意向調査、森林整備を促進する費用及び市民への制度周知などに要する経費）は、当該年度の森林環境譲与税又は遠野市森林環境譲与税基金を財源とし、予算の許す範囲で実施する。

## 6 その他事項

- (1) 対象森林の考え方や制度の進め方等の実施方針については、市、遠野地方森林組合等の意欲と能力のある林業経営体が協議の上、その都度見直すものとする。
- (2) 意向調査や森林資源量の航空レーザ計測による結果その他の情報は、上記の者で適宜共有する。
- (3) 本制度の全体スケジュールは別表1のとおりとする。